

公共事業の事業評価書
(国営土地改良事業等の事前評価)

平成16年8月

農 林 水 産 省

1 評価の対象とした政策

平成17年度新規着工を要求する国営事業、機構事業地区を対象として、事業評価（事前評価）を実施した。

事業名	事前評価実施地区数
国営かんがい排水事業	11
国営総合農地防災事業	2
独立行政法人水資源機構事業	1
合計	14

なお、具体の地区名は以下のとおりである。

（国営かんがい排水事業）

小田川二期（青森県）、平鹿平野（二期）（秋田県）、中信平二期（長野県）、斐伊川沿岸（島根県）弓浜半島（鳥取県）、勇払東部（二期）（北海道）、別海南部（北海道）、札内川第二（二期）（北海道）、雄武中央（二期）（北海道）、当別太美（北海道）、てしおがわ（北海道）

（国営総合農地防災事業）

富士見（北海道）、稚内中部（北海道）

（独立行政法人水資源機構事業）

両筑平野用水二期（福岡県）

2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期

本評価は、農村振興局において、平成16年4月から8月の間に実施した。

各事業地区毎の評価担当部局は、地区別評価結果（別添1）に示すとおりである。

3 評価の観点

本評価においては、必要性、効率性、有効性などの観点から総合的に評価を行った。

各事業地区毎の評価の観点は、地区別評価結果（別添1）に添付しているチェックリストもしくはチェックリスト判定基準表に示すとおりである。

4 政策効果の把握の手法及びその結果	
政策効果については、事業特性に応じた費用対効果分析を行い、政策効果を定量的に測定するとともに、事業の必要性、技術的可能性、事業で達成する目標、事業の実施体制、その他の観点から総合的に把握した。その結果は、地区別評価結果（別添１）に示すとおりである。	
5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	
食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会企画小委員会において、評価の手法について意見を聴取している。今後も、評価手法の充実を図るために、適時に委員会に説明を行う。 なお、同小委員会にて、聴取した意見の概要は以下のとおりである。 ・事業評価については、説明の内容に沿って着実に推進するとともに、今後も適時に本委員会に説明し、充実を図られたい。 また、委員構成は、別添２のとおりである。	
6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	
評価を行う過程において使用した資料は、地区別評価結果（別添１）である。地区別評価結果は、農林水産本省のほか、各地方農政局においても公表する。また、本評価に関する問い合わせ先（事業主管課）は別添３に示すとおりである。 また、本評価に関する説明資料を農林水産省のホームページに掲載している。 なお、それぞれの事業計画は土地改良法等に基づく手続を経て確定される。	
7 評価の結果	
評価の対象とした全ての事業地区において、事業の必要性、効率性、有効性等が認められるとともに、土地改良法令等や事業実施要綱等で定められている地区採択の必須条件を満たしている。	